

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成17年11月17日(2005.11.17)

【公表番号】特表2005-516099(P2005-516099A)

【公表日】平成17年6月2日(2005.6.2)

【年通号数】公開・登録公報2005-021

【出願番号】特願2003-564132(P2003-564132)

【国際特許分類第7版】

C 0 8 L 23/00

B 3 2 B 27/30

//(C 0 8 L 23/00

C 0 8 L 53:02)

【F I】

C 0 8 L 23/00

B 3 2 B 27/30 B

C 0 8 L 23/00

C 0 8 L 53:02

【手続補正書】

【提出日】平成16年4月1日(2004.4.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

一般式：S-E B-S(1)または(S-E B)_nX(2)

[式中、Sはそれぞれ独立して主にスチレンのポリマーブロックであり、E Bは主にブタジエンの水素化ポリマーブロックであり、nは2以上の整数であり、Xはカップリング剤の残基である]

によって表される分子構造を有し、10~29wt%、好ましくは17~24wt%の範囲内のポリスチレン含有量を有し、見掛け分子量が6,000~9,000の範囲内のポリスチレンブロック(S)を有し、ポリブタジエンブロック(E B)の前駆体中に60~80%(モル/モル)の範囲の1,2-付加率(ビニル含有量)がある見掛け分子量が80,000~150,000の範囲内の完全ブロック共重合体を有し、この場合、前記ブロックE Bが少なくとも80%、好ましくは少なくとも90%の水素添加率を有し、ジブロックS-E Bが最高20モル%、好ましくは最高10モル%の含有量で場合によっては生じる、5~40wt%のスチレン系ブロック共重合体と、

少なくとも40wt%量のポリオレフィンと、

場合によっては、水素化ポリブタジエンブロックと相溶性である0~25wt%量の樹脂と

を含む(上記では、重量パーセントはすべて、完全な組成物の重量を基準とする)、食品包装用途用の単層フィルムまたは多層フィルムの製造に用いる組成物。

【請求項2】

請求項1に記載の組成物をベースとした少なくとも1つの層を含む単層フィルムまたは多層フィルム。

【請求項3】

i. ポリスチレン含有量(PSC)が17~24wt%であり、

i i . スチレン系ブロック共重合体が、一般式 : S - E B - S (1) または (S - E B)_n X (2) [式中、 S はそれぞれ独立してスチレンのポリマーブロックであり、 E B はブタジエンの水素化ポリマーブロックであり、 n は 2 以上の整数であり、 X はカップリング剤の残基である] で表される分子構造を有し、

i i i . ポリスチレンブロック (S) の見掛け分子量が 7 , 500 ~ 8 , 500 の範囲内であり、

i v . 完全スチレン系ブロック共重合体の見掛け分子量が 80 , 000 ~ 150 , 000 の範囲内であり、

v . ポリブタジエンブロック (E B) の前駆体中の 1 , 2 付加率 (ビニル含有量) が 60 ~ 80 (モル / モル) の範囲内であり、

v i . ブロック E B が少なくとも 80 % 、好ましくは少なくとも 90 % の水素添加を有し、

v i i . ジブロック S - E B の含有量が、全ブロック共重合体量を基準として、場合により、最高 20 モル % 、好ましくは最高 10 モル % である
スチレン系ブロック共重合体。